広島県告示第四百五十八号

林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安

平成二十六年六月十六日

広島県知事 﨑 英 彦

保安林予定森林の所在場所

山県郡北広島町西宗字上嶽八三の三、八六、八八、九四、一〇〇、 101,1011,1

〇五、一一八、 ` -----; 一二七、字下嶽六八、七一

水源の涵養

指定施業要件

主伐に係る伐採種は、 定めない。

立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び北広島町役

場に備え置いて縦覧に供する。